

# 「教育課程案」作成の趣旨と経過

## 1 趣 旨

特殊学級は、障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うため、小学校及び中学校において特別に編制された少人数の学級です。したがって、特殊学級の教育課程については、小学校又は中学校の教育課程に関する法令上の諸規定が原則として適用されます。しかし、特殊学級は、本来、通常の学級における学習では、十分その効果をあげることが困難な児童生徒のために編制された学級であり、通常の学級と同じ教育課程をそのまま適用することが困難な場合が少なくありません。そこで、特殊学級に在籍している児童生徒の特性に応じた教育課程が必要となってきます。

特殊学級においては、学級の実態に応じて特別の教育課程を編成することが、法令上認められていて、そのような場合については、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして実施するように、文部事務次官通達で示されています。

第15期中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第一次答申（平成8年7月19日）では、今後の教育の在り方として「ゆとり」の中で、子供たちに「生きる力」をはぐくんでいくことが基本であるとし、具体的には、教育内容を厳選するとともに、家庭や地域社会における教育を充実すること、さらには、完全学校週五日制等、社会の変化に対応した学校教育の改善を図ることを提言しました。また、第二次答申では、個性尊重の考え方に立って、一人一人の能力・適性に応じた教育を重視することを強調しました。教育課程審議会では、これらの答申を踏まえて審議を行い、平成10年7月に「教育課程の基準の改善について」を答申しました。これを受けて、平成10年12月に小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、平成11年3月に盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領が告示されました。小・中学校の新学習指導要領は、教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の創設、中学校での選択教科の大幅拡大などが柱として改訂されています。さらに、特殊学級又は通級による指導については、全学的な理解と取組が進められるようにするため、小学校及び中学校の学習指導要領に、指導計画作成等に当たって配慮すべき事項を明記し、児童生徒の障害の状態に応じた指導の一層の充実を図ることが示されました。このような教育課程の改善の動きを受け、特に、個に応じた指導や交流教育をさらに充実させるとともに、新たに「総合的な学習の時間」の取扱いにも配慮した教育課程案が必要となりました。

本教育課程案は、平成14年度からの新学習指導要領の実施に際し、小・中学校の特殊学級（知的障害）における教育課程を編成するときの参考となることを意図して作成したものです。

## 2 経 過

愛知県教育センターでは、昭和43年4月と昭和55年11月、そして平成3年3月に研究報告書として「特殊学級（精神薄弱）教育課程案」を発売してきました。愛知県内の特殊学級はこれを参考にして、各学級の児童生徒の実態に応じた教育課程を編成し実施してきました。しかし、時代の進展とともに障害のある児童生徒を取り巻く社会環境の変化や児童生徒の障害の多様化などに対応できる新しい特殊学級の教育課程の編成が教育現場で強く望まれることとなりました。

このような状況から、生きる力をはぐくみ、可能な限り積極的に社会参加し、自立する人間の育成を図ることをねらいとする新しい特殊学級（知的障害）教育課程案の作成に取り組みました。

本研究は、2か年計画で平成10年度に発足し、顧問と委員による協議会方式で研究を推進しました。そこでは、教育課程審議会答申及び新学習指導要領から特殊学級の教育課程編成の基本的な方向付けを行い、教育課程編成の趣旨と経過、しくみ、法令上の規定について整理するとともに、小・中学校の特殊学級及び養護学校の具体的な教育課程案の収集・整理を行ってきました。その上で、各教科・領域別の指導事例を整理し、年間指導計画のモデルを作成しました。また、個に応じた指導の充実を踏まえた「個別の指導計画」の在り方、特殊学級における「総合的な学習の時間」の取扱いなど、今日的な課題についても教育課程に反映できるように整理しました。

# 学習指導要領改訂の要点

## 1 個に応じた指導の充実

今回の学習指導要領の改訂の最大のねらいは、「児童生徒一人一人の個性や興味・関心に対応した指導の充実」と「ゆとりのある教育の中で、21世紀をたくましく心豊かに生き抜く力の育成」です。

特殊教育においては、従来から、学級の年間指導計画の立案に際し、一人一人実態の異なる児童生徒に対して、個別のねらいや手だてを重視したり、一斉指導と個別指導を組み合わせたりする努力がなされてきました。今後は、児童生徒一人一人の発達や個性に目を向け、興味・関心に応じて、さらに手厚くきめ細かな指導を展開していくことが重要となります。

今回の盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という）の学習指導要領においては、児童生徒の障害の重度・重複化や社会の変化等を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じた、よりきめ細かな指導が行われるように、小・中・高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善が図られ、障害の重度・重複化への対応、早期からの適切な対応、職業的な自立の推進等の観点からの改善も図られました。また、自立活動及び重複障害児の指導については、「個別の指導計画」の作成についての規定がなされました。

各学校では、児童生徒の自立を図るためにどのような支援を行うかについて、児童生徒の実態に応じて、一人一人の指導計画を工夫する必要があります。「個別の指導計画」は、自立活動や重複障害児の指導に当たって個に応じて立てられる指導計画というだけでなく、障害のある児童生徒の指導においては、どの教科・領域についても必要なものであり、一人一人の児童生徒の教育についての全体計画と考える必要があります。

自立活動の指導においては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、それに応じた指導内容・方法を工夫して、継続的・発展的な指導が一貫して行われるようにするなど、個に応じた指導の一層の充実を図るため、「個別の指導計画」を作成して指導するとしています。ただ、知的障害教育においては、生活単元学習や作業学習などの領域・教科を合わせた指導を中心に教育課程が組み立てられており、自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行う指導が適当とされていることから、実際に行われる授業の中で、自立活動の内容をどのように具体化するかを考える必要があります。

特殊教育諸学校の学習指導要領の自立活動の章の第2に「健康の保持」「心理的な安定」など、五つの区分とそれを構成している22の項目が示されています。その内容の中から、個々の児童生徒の実態と照らし合わせて、それぞれ必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定します。

### 〔指導内容の設定における配慮点〕

- ・ 個々の児童生徒について、長期的・短期的な観点から指導の目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。
- ・ 児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げる。
- ・ 児童生徒が、障害に基づく種々の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。
- ・ 個々の児童生徒の発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げる。

このようにして、一人一人の児童生徒の指導内容を集約し、その上で、教科別、領域別の指導、領域・教科を合わせた指導を年間指導計画に具体化するという手続きが必要となります。各教科などの年間指導計画を作成する際に、一人一人の児童生徒の目標を達成するために必要な学習課題を組み込みます。単元ごとの計画には、個々の児童生徒についてのより具体的な指導目標と、その目標を達成するための指導内容や指導方法、指導上の配慮事項を明確にします。このような具体化の方策が必要です。

## ② 交流教育の推進

今回の学習指導要領の改訂によって、小学校・中学校ともに、総則の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に初めて障害のある児童生徒との交流教育の必要性が明確に示されました。これまでも、交流教育については、各学校・各特殊学級の実態に応じて行われてきました。給食指導の時間に通常の学級の児童生徒を特殊学級に招いたり、逆に特殊学級の児童生徒が通常の学級に行って給食を食べたり、放課の時間に通常の学級の児童生徒と一緒に遊んだり、体育や音楽などの教科で通常の学級の児童生徒とともに学んだりすることは、その一例です。

今回、小・中学校の学習指導要領に「交流」という文言が、はっきりと示されたことで、今まで以上に積極的に取り組んでいく必要があります。そのためには、特殊学級だけの取組ではなく、学校ぐるみの組織的・計画的な取組が不可欠となってきます。特殊学級をできるだけオープンにし、各教師間の共通理解を得た上で、けっして無理のない、児童生徒の側に立った交流活動を展開していくことが大切です。

また、今回の改訂では、各小・中学校間や高等学校、特殊教育諸学校との連携や交流を図るとともに、高齢者などとの交流についても、その機会を設けることが示されています。これまでの各学校単位での交流教育から、近隣の小・中学校がお互いに連携を取り合って、系統的で継続的な交流教育を目指す必要があります。また、近くにある特殊教育諸学校との交流についても、学校や地域の実態を考慮し、「総合的な学習の時間」との関連を考慮しながら、適切に教育課程の中に位置付け、長期的展望に立って、積極的に実施していく必要があると思われます。そして、こうした教育実践の積み上げこそが、「開かれた学校」づくりにつながっていくものと考えられます。

## ③ 選択教科の拡充

選択教科については、生徒の興味・関心に応じて、一人一人の持てる力をさらに深化・発展させることをねらいとして前学習指導要領から導入されてきたものです。今回の改訂においては、これをさらに重視し、選択履修幅の拡大が図られ、選択教科等に充てる授業時数も大幅に増やされました。一方、盲学校、聾学校及び肢体不自由又は病弱養護学校においては、中学校の学習指導要領に準じ、開設できる選択教科の種類については、各学年ともすべての教科とされています。また、知的障害養護学校の中学部における教科「外国語」については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができるとされています。

このような改訂を受けて、特殊学級においても、生徒の実態を踏まえて必修教科や「総合的な学習の時間」などとの関連を図りつつ、授業時数や内容を適切に定め、指導計画を作成していくことが大切です。学習内容や方法についても、課題学習や補充学習等、生徒の障害の状態や特性等に応じた多様な学習を展開することが可能であり、より幅広い学習活動が期待できます。なお、特殊教育諸学校の新学習指導要領では、選択教科の数は、第2学年においては1以上、第3学年においては2以上とし、生徒の障害の状態、特性等を十分考慮して、それぞれの生徒に適した選択教科を履修させることとしています。

## ④ 「総合的な学習の時間」の創設

平成8年の中央教育審議会第一次答申において、「ゆとりの中で生きる力をはぐくむ」という21世紀の教育の方向性が示されました。その中で、これからの激動する社会に生きる力をはぐくむために、横断的で総合的な指導を行うことが提言されました。その後さらに、教育課程審議会は、この時間のねらいや学習活動について答申しました。「生きる力」とは、「全人的な力」ですので、教科等の枠を超えた横断的、総合的な学習を行う時間が必要となってきました。そして、各学校が創意工夫を生かした特色ある活動を行う時間を確保しようということになったのです。

また、「総合的な学習の時間」のねらいは、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることにあります。

このような「総合的な学習の時間」創設の背景と経緯及びねらいを踏まえた上で、学校や児童生徒の実態を十分に考慮に入れ、学校全体で取り組んでいくことが必要です。

# 教育課程の編成

## 1 教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。学校は、憲法や教育基本法などの法律に従い、児童生徒一人一人を尊重し、その個性や能力に応じた教育を展開する場です。この目標を達成するための最も基本的な教育計画が教育課程です。特殊学級の教育課程は、通常の学級の教育課程と重なる部分もありますが、法令や学習指導要領に従い、地域や学校の実態及び個々の児童生徒の発達段階や特性などを十分考慮して、より適切な教育課程を編成することが大切です。

## 2 法令上の規定

特殊学級は、学校教育法第75条の規定に基づき特別に編制された学級です。あくまでも小学校又は中学校の中に設置された学級ですので、その教育課程は、原則的に小学校又は中学校学習指導要領に基づいて編成されます。しかし、個々の児童生徒の特性や能力に応じた指導を行うために、特に必要がある場合は、学校教育法施行規則第73条の19の規定及び文部事務次官通達により、特殊教育諸学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することができます。小・中学校特殊学級の児童生徒の実態や学習環境は、特殊教育諸学校と異なる点も多く、それらの学習指導要領の内容をそのまま適用するのが困難な場合も多く見られます。したがって、特殊学級の場合は、あくまでも小・中学校の学習指導要領を基本としつつ、学級の児童生徒一人一人の障害の程度やその特性に応じて特殊教育諸学校の学習指導要領を参考にしながら、適切な教育課程を編成することが望まれます。

なお、特殊学級で特別な教育課程を編成する場合には、学校教育法施行規則第73条の19第2項の規定により、その特別な教育課程を、市町村立の学校にあっては都道府県教育委員会にあらかじめ届けなければなりません。

## 3 編成上の留意事項

児童生徒や学校の実態に応じた教育課程は、児童生徒が日々ゆとりのある学習活動を行い、生きる力をはぐくむために必要なものです。児童生徒の実態把握はもとより、次の点に留意し教育課程を編成することが大切です。

- ・ 教育課程は、教科別、領域別に編成しますが、児童生徒の実態に応じて領域・教科を合わせた指導を適切に位置付けて編成することも必要です。これは、児童生徒の興味や関心に基づく活動を集団活動として組織し、一斉指導と個別指導を両立させるために有効です。また、このことは、生活中心に教育課程を編成することを意味します。
- ・ 指導内容は、小・中学校学習指導要領、特殊教育諸学校小・中学部学習指導要領及び解説書で示されている各教科の具体的内容を参考にすることが必要です。そして、児童生徒の実態を十分に考慮し、指導内容の精選を図り、基礎的・基本的な内容の充実した指導計画を作成することが大切です。
- ・ 総授業時数の配分は固定的にとらえるのではなく、学習活動の特質に合わせて弾力的に配分することが必要です。また、1単位当たりの時間も、児童生徒の実態や学習活動の特質等を考慮して弾力的に定めることとしています。
- ・ 豊かな人間性と社会性をはぐくむために、通常の学級との交流教育を積極的に実施することが大切です。また、障害のある児童生徒が、地域の人たちと触れあう機会をもつことは、地域の人たちに障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める絶好の機会となります。いろいろな形の交流教育を実施するための条件整備を、学校の教育計画全体の中で十分検討し、積極的に推進していかなければなりません。
- ・ 特殊学級に在籍する児童生徒の障害の多様化や障害の程度の幅が広がってきたことに対応するために、指導計画とは別に、文部省から出されている「特殊教育諸学校小学部・中学部学習指導要領解説」等を利用して、各教科等の細かい内容表を作成しておくことが必要です。また、指導内容の選択・組織は、一人一人の児童生徒の実態に応じて行われる必要があり、個別の指導計画を立案して指導することが望まれます。

# 教育課程のしくみ

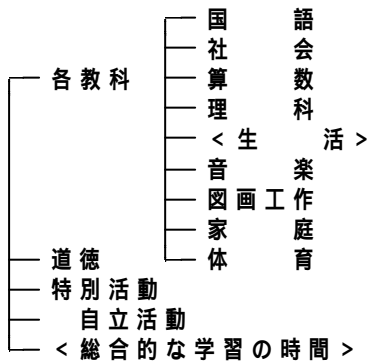
## 1 指導内容の構成

本教育課程案では、特殊学級の特別な教育課程として、各教科（小学校：国語，社会，算数，理科，生活，音楽，  
 図画工作，家庭，体育， 中学校：国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭，外国語，その他  
 特に必要な教科，選択教科）及び道徳，特別活動，自立活動，総合的な学習の時間によって編成しています。

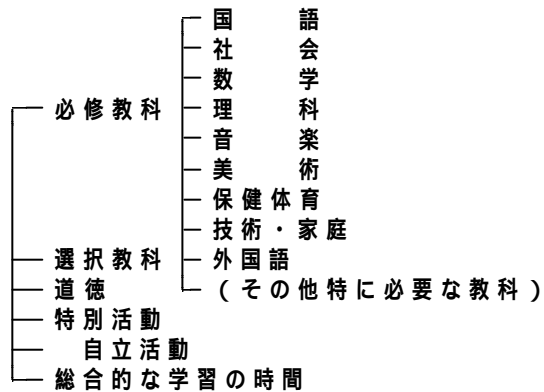
知的障害教育において、教科別，領域別の指導内容を独立させて指導する方が効果的な場合もありますが，児童生徒の障害の状態，能力，特性などを考慮しますと，指導の形態としては「領域・教科を合わせた指導」の方が効果的な場合があります。このため，学校教育法施行規則第73条の11では，特に必要がある場合は「各教科に属する科目の全部又は一部」また「各教科，道徳，特別活動並びに自立活動の全部又は一部」について合わせた指導を行うことができると規定しています。領域・教科を合わせた指導とは，「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」のことです。小・中学校の通常の学級における教育課程のしくみが「指導内容の分類」と「指導の形態」とが同じであるのに対して，知的障害特殊学級のそれは「指導内容の分類」と「指導の形態」が異なります。これらのことを図示すると次のようになります。

### (1) 指導内容の分類

〔小学校特殊学級〕

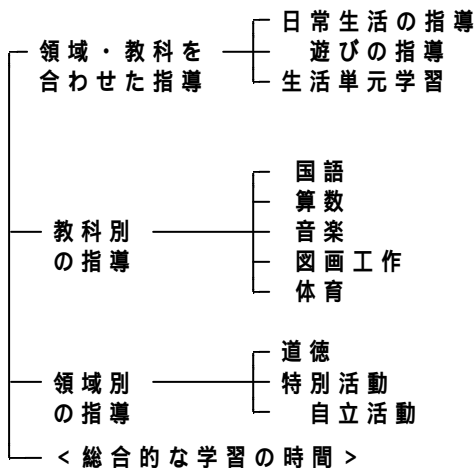


〔中学校特殊学級〕

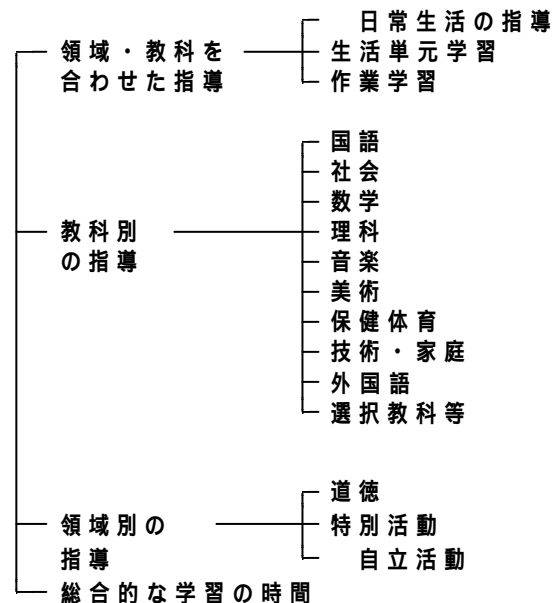


### (2) 指導の形態

〔小学校特殊学級〕



〔中学校特殊学級〕



注1 < >の教科及び「総合的な学習の時間」は、学年により設定される。

注2 ( )の「その他特に必要な教科」は、生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

注3 の「遊びの指導」「日常生活の指導」及び「自立活動」については、児童生徒の実態に応じて特別に時間を設定したり、学校の教育活動全体を通して行ったりする。

## ② 教科別の指導

特殊学級の各教科の内容は、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の領域・教科を合わせた指導の中で総合的に扱われることが多く、児童生徒の実態や内容によっては、教科の特性に応じて、系統的な指導が必要であるため、教科別の指導を行うことが有効です。また、児童生徒の個人差が大きい場合には、個別的な教科の指導が必要となります。

各教科の授業時数は、対象となる児童生徒の実態によって異なります。一般的に児童生徒の発達が未分化な場合には、領域・教科を合わせた指導の配分が多くなるとは思われますが、実態に応じて適切に配当することが大切です。

教科別の指導を計画するに当たっては、生活単元学習等との関連を図ることが重要です。教科別の指導は生活単元学習等の補足的なものとして位置付けられることもありますが、位置付け方については、発達段階や学習の集団における個人差等の条件によって異なってきます。いずれにしても教科別の指導を進めるに当たっては、習得したことを実際の生活に役立てることができるように実践的な指導となるような配慮が必要です。

国語、算数・数学等の教科別の指導を計画するに当たっては、それぞれの教科に関する学習能力に応じて小集団を編成するなどして、個に応じた指導が展開できるように配慮することが必要です。

教科別の指導で取り扱う内容については児童生徒の実態に合わせて、個別に選択・組織しなければならないことが多くあります。その場合、一人一人の児童生徒の学習レディネスについて十分考慮することが大切です。教科別の指導を展開するに当たっては、小学校及び中学校の通常の学級で一般に行われている授業の形態にとらわれず、児童生徒の実態に応じて、適切な授業形態を創意工夫する必要があります。また、段階的・系統的な指導を行う場合も学習活動に生活的なねらいをもたせたり、学習活動を遊戯化したり、生活化したりする工夫が必要です。

### (1) 小学校特殊学級

教科別の指導においても、社会生活に必要な知識や技能、豊かな人間性、健康や体力の基礎を身に付けることを目指し、体験的な学習活動を多く取り入れ、常に学習したことが実生活に生かせるように配慮することが大切です。

特殊学級における教科別の指導は、合科的・総合的に指導されることが多いのですが、児童生徒の実態や指導内容によっては系統的に指導した方がよい場合もあります。一般的に児童生徒の発達段階が高くなればなるほど、領域・教科を合わせた指導よりも教科別、領域別の指導の指導の形態の方が効果的となります。また、指導内容を学年別に配列するよりも、発達段階や指導段階別に整理すると、個々の児童に応じた指導内容が選択しやすくなります。

各教科は知的障害養護学校小学部にならって、生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育で編成することが多く、社会、理科、家庭の内容は領域・教科を合わせた指導の中で総合的に取り扱ったり、通常の学級との交流で指導したりすることが多いようです。領域・教科を合わせた指導目標及び内容は、特殊教育諸学校の学習指導要領を参考にし適切に定めます。

指導計画を作成するに当たっては、生活単元学習等と各教科・領域との関連を十分図り、効果的に指導できるように配慮します。配当する授業時数については、小学校学習指導要領に準じますが、児童の実態に応じて柔軟に取り扱うことが大切です。教科書については、通常の学級の検定教科書を使用できますが、児童の実態に応じて下学年の検定教科書や文部省の著作教科書、教科用図書として認定を受けた図書を使用することも考えられます。

### (2) 中学校特殊学級

教科別の指導では、生徒の興味・関心を生かしつつ体験的な学習を重視して基礎学力の向上を図っていくことが重要です。特に、学習の基本となる読み、書き、計算などは繰り返し学習することでその定着を図ることが大切です。

また、今回の学習指導要領の改訂では、社会生活を営む上で必要な基礎的な知識・技能を身に付けること、さらに

生徒の能力・適性，興味・関心等が多様化していることに対応する観点から，選択教科の幅を拡大して個性の伸長を図る必要性が指摘されています。このことは，特殊学級においても同様であり，選択教科の充実を図る必要があります。知的障害養護学校においては，選択教科として外国語を設けることができるようになりました。これを踏まえて特殊学級においても外国語を取り入れ，国際化に対応していくことも考えられます。ただ，中学校の特殊学級では，すでに教科の一つとして英語の授業を実施している学校もありますので，そのような場合には，選択の枠を英語を含めた全教科に広げることにより，生徒の興味・関心に応じて，一人一人の特性をさらに伸ばしていくような指導を展開する工夫が必要です。いずれにしても，生徒の個性を尊重し，学校独自の特色ある教育が展開されることが望まれます。

### **3 領域別の指導**

#### (1) 道徳

道徳の目標と内容の取扱い方については，小・中学校学習指導要領第3章に準じます。しかし，特殊学級で実際に指導する場合，児童生徒一人一人の実態に応じて，身近な課題を中心に取り上げ，日常生活の指導や生活単元学習などの領域・教科を合わせた指導で扱う方が，より効果的なこともあるので指導の形態や指導方法を創意工夫する必要があります。

#### (2) 特別活動

特別活動の目標や内容の取扱い方については，小・中学校学習指導要領第4章に準じます。特別活動の内容である学級活動，児童会（生徒会）活動，クラブ活動（小学校のみ）及び学校行事のうち，学級活動は主に領域・教科を合わせた指導の中で取り扱うことができます。学校行事において学級・学年単位で活動するものについては，生活単元学習で総合的に展開することができます。児童会（生徒会）活動や小学校のクラブ活動については，設定された特別活動の時間に行うのが一般的です。

特別活動の時間は，通常の学級の児童生徒と交流するよい機会です。交流活動は，通常の学級の児童生徒にとっても障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。交流活動を計画をする際には，通常の学級の児童生徒や地域社会の人々とともに活動し，互いに触れ合う機会が多く得られるように配慮することが大切です。

#### (3) 自立活動

心身の障害の状態を改善し，又は克服するための特別の指導領域として設けられていた「養護・訓練」が，新学習指導要領では「自立活動」という名称に変わりました。一人一人の児童生徒の実態に対応した活動であることや自立を目指した主体的な活動であることなどを一層明確にするためです。内容は，「健康の保持」「心理的な安定」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の五つの区分に大別され，個々の実態に応じてこれらの内容から必要な項目を選定し，相互に関連付けて指導することになっています。

知的障害養護学校の場合には，指導の形態として領域・教科を合わせた指導を行うことができることとなっていることを踏まえ，特殊学級（知的障害）でも同様の取扱いをすることができます。この場合も，「個別の指導計画」において，個々の自立活動の目標，内容を明記する必要があります。また，個々の児童生徒の障害の状態等を十分考慮し，必要に応じて自立活動の時間を設けて指導を行うようにします。その際，児童生徒一人一人の実態把握に基づいて作成された「個別の指導計画」により，個人又は小集団で指導を行うなど，効果的な指導を進めるようにします。

### **4 領域・教科を合わせた指導**

#### (1) 日常生活の指導

日常生活の指導は，児童生徒の日常生活の充実を目指して，日常生活に必要な内容を日常の生活の流れに沿った活動を通して指導しようとする指導の形態です。児童生徒が，ほぼ同じように繰り返す，登校，朝の支度，係の仕事，給食，掃除，帰りの会，下校など，日常生活の流れに沿って，実際の活動を通して行われるのが，日常生活の指導と

なります。日常生活の指導は、毎日反復して行い、その指導を通して望ましい生活習慣の形成を図ります。したがって、児童生徒の実態に応じて、週時程表の中で帯状に設定するのも有効な方法と言えます。

#### (2) 遊びの指導

遊びの指導は、知的障害の養護学校小学部を中心に領域・教科を合わせた指導の形態として教育課程に位置付けられています。遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育てていくものです。

特殊学級の教育課程では、遊びの指導を特別な時間を設けて行うということは少ないようです。日常生活の指導の中や、遊びを取り入れた生活単元学習の中で指導するように、計画を立てて実施することが大切です。

#### (3) 生活単元学習

生活単元学習は、学校内外における集団生活に参加させ、人間相互の関係の理解や集団生活に必要な規律を習得させ、自立的な生活に必要なことがらを、体験的、総合的に学習させようとする指導の形態です。生活単元の展開において指導される内容は、主として生活科ですが、関連する教科の内容として、国語の話すこと、聞くこと、算数の量と測定、数の計算、社会の社会的事象への興味・関心、消費生活、理科の生物とその環境、図画工作の絵画、デザイン、工作、音楽の歌唱、器楽などが考えられます。生活単元学習は、単に各教科や領域の内容を合わせて指導することではなく、あくまでも、生活を中心とした具体的経験の組織化による生活力の育成がねらいです。

#### (4) 作業学習

作業学習は、製作的・生産的活動を中心とする実際の活動を通して、職業生活や家庭生活に必要な製作・生産、家庭に関する基礎的な知識・理解・技能を養ったり、進んで社会生活に参加していく能力を養ったりすることをねらいとする指導の形態です。指導内容は単に技術・家庭科の内容だけでなく、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に関するいろいろな内容を総合する形で、効果的に扱うことになります。

作業学習では、会社などの事業所に一定期間、作業学習の場を設定する就業体験として取り扱うこともできます。就業体験に当たっては、体験先の施設・設備や会社経営者などの理解・協力について、事前に調査することや、保護者、公共職業安定所、事業所、その他の関係機関と密接な連絡をとって、その効果が上がるように計画を立てることが大切です。

## 5 「総合的な学習の時間」の取扱い

「総合的な学習の時間」の取扱いについて、学習指導要領には「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」などの例も示されていますが、必ずこれらの例を取り上げなければならないといったものではなく、各学校における創意工夫を生かした特色ある取組が可能です。

また、盲学校、聾学校及び養護学校の「総合的な学習の時間」については、配慮事項として列挙した体験的な学習の中に、交流活動も含まれています。もちろん、交流活動はこの時間だけではなく、さまざまな場面で積極的に行われるべきものですが、特殊学級のある学校においては、交流教育や福祉教育をその中心に据えて取り組むことも意義深いものがあると思われます。

なお、「総合的な学習の時間」に充てられる時間数については、知的障害養護学校の学習指導要領には、他の教科と同様示されていません。これは、各学校が児童生徒の実態を考慮して適切に決めてほしいということであり、そのねらいから考えても、ある程度まとまった時間が必要なのは明らかです。ただし、知的障害養護学校の小学部については、全学年に総合的な教科である生活科が設定されていること、領域や教科を合わせた指導が行われていることなどから、「総合的な学習の時間」と同様の趣旨の指導を行うことが可能であるため、これを設けないとされています。小学校の特殊学級においても生活科や領域・教科を合わせた指導が行われているため、同様な取扱いができるとも考えられますが、前述のように、特殊学級は小・中学校に設置された学級の一つであるということから考えれば、「総合的な学習の時間」を相当時間数だけ教育課程に位置付けるのは、自然な形であると思われます。

# 特殊学級（知的障害）教育課程案の利用の仕方

## ① 年間指導計画の作成と年間授業時数

年間指導計画の作成に当たって、指導の形態により、領域・教科を合わせた指導と教科別、領域別の指導とに大別してありますが、できるだけ二つの関連を図ってあります。また、教科別指導においては、指導内容に偏りがないように配慮し、系統性を保つように配列してあります。学習の進捗については、月別の指導内容を提示し、一つの目安となるようにしてあります。

一方、児童の発達に対応するため、小学校においては、「段階」「段階」「段階」と3段階に分けて、指導内容の配列を行いました。なお、中学校においては、段階は設けてありません。

また、年間指導計画の作成に当たっては、年間を35週（小学校第1学年については34週）、年間授業時数を表1、2のように設定しました。総授業時数は、小、中学校学習指導要領に定める標準総授業時数を参考にし、指導の形態別の授業時数、県内及び全国的な実践の動向を参考に例示しました。

指導の形態別の週授業時数の設定において、道徳については、週1時間の授業時数を設け、年間指導計画でも指導内容の配列を行いました。しかし、実際には領域・教科を合わせた指導の中で実施することが多くなると考えられますので、( )でくくられることも考えられます。

特別活動の授業時数は、小・中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く）に充てるものとされています。また、本教育課程案では、自立活動について、その時間は特設せず、学校の教育活動全体を通して、その趣旨に沿った指導をすることとします。そして、遊びの指導についても、その時間は特設せず、日常生活の指導や生活単元学習の中でその趣旨を生かした指導をすることとします。

表1 指導の形態別年間授業時数例 <小学校>

指 導 の 形 態		区 分						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
領域・教科を 合わせた指導	生活単元学習	355	340	325	320	300	280	
	日常生活の指導	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)	(70)	
教科別 領域別	教科別	国語	68	105	105	130	150	160
		算数	68	95	95	110	125	135
		音楽	68	70	60	60	50	50
		図画工作	68	70	60	60	50	50
		体育	87	90	90	90	90	90
	領域別	道徳	34	35	35	35	35	35
		特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間				105	105	110	110	
総 授 業 時 数		782	840	910	945	945	945	

「遊びの指導」「日常生活の指導」及び「自立活動」の授業時数は、児童の実態に応じて特別に時間を設定したり、学校の教育活動全体を通して行ったりする。

「日常生活の指導」については、参考時数を示した。

表2 指導の形態別年間授業時数例 < 中学校 >

指導の形態		区分	1年	2年	3年
		領域・教科を 合わせた指導	作業学習	140	140
		生活単元学習	(70)	(70)	(70)
教科別 領域別 の指導	教科別	国語	120	105	105
		社会	70	70	50
		数学	105	85	85
		理科	70	70	45
		音楽	45	35	35
		美術	45	35	35
		保健体育	75	75	75
		技術・家庭	70	70	35
		外国語	70	70	70
	領域別	道徳	35	35	35
		特別活動	35	35	35
	選択教科等	0～30	50～85	105～165	
総合的な学習の時間			70～100	70～105	70～130
総授業時数			980	980	980

「日常生活の指導」「自立活動」の授業時数は、生徒の実態に応じて特別に時間を設定したり、学校の教育活動全体を通して行ったりする。

「生活単元学習」については、参考時数を示した。

## 2 使用上の留意事項

### (1) 教育課程の弾力的な運用

それぞれの学級において、個々の児童生徒に即した指導計画を作成する際、この計画に示した指導内容をもれなく順次指導することに固執せず、児童生徒の能力・特性や興味・関心を十分把握した上で、必要と思われる内容をよく検討し、弾力的な取り上げ方をするようにしてください。

### (2) 領域・教科を合わせた指導の割合

発達の未分化な児童生徒の場合は、総合的な学習が適合しやすいため、領域・教科を合わせた指導が大切にされます。したがって、総授業時数の中で日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などの割合が増すこととなります。一方、発達の段階が進むにつれて、教科別、領域別の指導時間数の割合が多くなります。

いずれの指導計画においても、それぞれの目標の達成を目指すとともに、他の教育活動との関連を十分図れるように作成する必要があります。そのためには、それぞれの目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な内容が欠落しないように配慮したりするとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で、計画を立てることが大切です。

### (3) 1単位時間の設定

本教育課程案では、1単位時間を小学校は45分、中学校は50分として考えてあります。

「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間総授業時数を確保しつつ、児童（生徒）の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。」と、小・中学校の新学習指導要領で述べられています。したがって、学級の児童生徒の心身の発達や障害の状態に応じて、授業時間を工夫することが望ましいと考えられます。例えば、授業の間に短い休憩時間を設けたり、実習や体験学習では2時間連続した同一教科の授業を行ったりするなど、学級の児童生徒の実態や領域や教科の特質に応じた創意工夫が必要です。

#### (4) 「総合的な学習の時間」の取扱い

「総合的な学習の時間」では、そのねらいを踏まえ、例として国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童又は生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うこととされています。しかしながら、内容によっては、特殊学級だけでは計画や展開が十分にできないことも考えられます。そこで、各学校の全体の指導計画の中で通常の学級との交流を図り、特殊学級の児童生徒が自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動、問題解決的な学習など、個々の児童生徒の実態に合わせて、様々な学習活動の場を体験できるような配慮が必要です。

#### (5) 知的障害養護学校小学部の「生活科」の取扱い

知的障害養護学校の教育課程の特色の一つである小学部の生活科は、日常生活の基本的な習慣を身に付け、集団生活への参加に必要な態度や技能を養うとともに、自分と身近な社会や自然とのかかわりについての関心を深め、自立的な生活をするための基礎的能力を育てることを目標としています。この生活科の内容は、児童の学校生活や社会生活全般との関連が深いことから、生活の自然な流れに沿って指導することが重要です。したがって、生活科の内容として取り扱うよりは、領域・教科を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習等）として、他の教科等との関連を十分に図って総合的に指導することが効果的であると考えられます。

#### (6) 道徳の時間の設定

道徳の時間は、週1単位時間配当してあります。また、年間指導計画にその指導内容を掲載しました。しかし、道徳は、その時間の中だけで指導するよりも、学校生活全体の中で、関連させて指導すべきものです。本教育課程案の道徳の指導内容を参考にし、学級の実態にあった道徳の指導が望まれます。

#### (7) 教材・教具

本教育課程案の作成に当たっては、知的障害養護学校用の教科書〔国語、算数（数学）、音楽〕をはじめ、学校放送、テレビ番組、16ミリ映画、ビデオ、スライド、コンピュータ等の活用例を記載しました。それぞれの学級で指導を展開する際に参考にしてください。

#### (8) 教科書

教科書については、学校教育法第107条及び学校教育法施行規則第73条の20で、「特別の教育課程による特殊学級においては、文部大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特殊学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる」としています。したがって、児童生徒一人一人の実態を踏まえ、下学年用の検定教科書、養護学校用の文部省著作教科書及び県教育委員会が通知する「教科用図書選定資料」の中から、年間を通して使用できる教科用図書を選択することができます。

#### 〔参考〕 知的障害養護学校用文部省著作本発行状況

種 目	小 学 部			中 学 部
国 語	「こくご」	「こくご」	「こくご」	「国語」
算数・数学	「さんすう」	「さんすう (1)」「さんすう (2)」	「さんすう」	「数学」
音 楽	「おんがく」	「おんがく」	「おんがく」	「音楽」

### 3 個に応じた指導計画の作成

#### (1) 個に応じた指導計画の必要性

特殊学級には、複数学年の児童生徒が在籍していることが多く、また、その障害等の種類や程度も多様であるため、一人一人の児童生徒の能力や特性などを考慮した指導計画が当然必要となってきます。個に応じた指導の一層の充実を図るためには、従来の指導方法の工夫・改善に加えて、教師の協力的な指導など指導体制の工夫・改善に努めることが必要です。その際、児童生徒の障害の状態や学習の進度等を考慮して、個別指導を重視するとともに、学習形態や集団の構成の工夫などにより、学習活動が効果的に行われるようにすることが大切です。

例えば、各教科等の年間指導計画においては、個々の児童生徒の実態に即した目標が設定され、課題となる指導内容が選定・配列されていることが必要です。また、単元・題材の指導計画では、個々の児童生徒に対する、より具体的な指導目標とその目標を達成するための指導内容・方法、配慮点などを明確にします。

さらに、一部の教科又は教科内の単元・題材などを通常の学級で学習する教科学習での交流、学級活動、クラブ活動（小学校）、児童・生徒会活動、運動会等の学校行事など特別活動での交流に際しても、個々の児童生徒の実態に即した指導計画を作成し、それぞれの活動の目標や内容を明示することで教師が共通理解し、個別に配慮した指導を展開することが可能となります。

このように、個々の児童生徒の的確な実態把握を行い、それに応じた指導内容・方法等を工夫して、継続的、発展的な指導が一貫して行われるようにし、よりきめ細かな指導を展開するために、個に応じた指導計画の作成が必要です。

特殊教育諸学校の新学習指導要領では、「自立活動」の指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、「個別の指導計画」を作成することが明示されています。したがって、「自立活動」の年間指導計画は、基本的に一人一人の児童生徒の実態に即して個別に作成されることとなります。

この「個別の指導計画」は、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために重要な位置付けがされている「自立活動」の指導や重複障害児の指導について示されたものですが、今後は、それを基盤としながら、多様な障害の児童生徒に対応する学校の教育活動における全体計画としての「個別の指導計画」として普及・発展していくと考えられます。こうした考え方は、特殊学級における指導計画の作成にも示唆を与えてくれます。

個に応じた指導計画を作成する手順を参考に示すと、おおむね次のとおりです。

#### 〔個に応じた指導計画の作成手順例〕

- 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。
- 個々の実態に即した指導目標を明確に設定する。
- 個々の指導の目標を達成させるために必要な指導内容を段階的に取り上げる。
- 個々に適した指導方法や指導体制や授業形態等を設定する。
- 継続的・発展的な指導が展開できるように個別ファイルを作成する。

#### (2) 実態把握から目標設定へ

個に応じた指導計画は、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づくものでなければなりません。個々の実態を把握する視点としては、次のような情報の収集が考えられます。

【実態把握の視点】

- 医学的な立場からの情報に基づく把握
- 心理学的な立場からの情報に基づく把握
- 教育的立場からの情報に基づく把握
- 保護者からの情報に基づく把握
- その他

これらの収集した情報や担任等の観察記録・指導記録としての情報を分析するとともに、それらを総合的に集約し、目標設定や指導内容の選定等に結び付けることが大切です。なお、実態把握は、あくまでも指導のために必要な情報に限り、個人情報の保護・管理に十分留意する必要があります。必要な情報の収集に労力をかけすぎたり、多量な情報に翻弄され中心的な課題を見失ったりしないようにすることが大切です。

(3) ニーズに応じた目標設定

個に応じた指導計画を作成するための実態把握の視点として重要なことは、担任を含めた教師（学校）のニーズだけでなく、学習の主体者である児童生徒のニーズや指導の協力者としての保護者のニーズを含めて多角的に検討することです。

児童生徒のニーズを把握する際には、その興味・関心がどこに向いているか、生活の必然性はどこにあるか、児童生徒自身の思いはどうか、毎日の生活のスケジュールはどのようになっているのかなどをとらえます。一人一人の児童生徒の生活がどのようになっているのかを図示した「生活マップ」などを作成するのも指導計画を作成する際に大変役立ちます。

この生活マップを作成することで、児童生徒の主体的な生活を支援するための具体的な指導内容をより明確に設定することができます。例えば、[図2](#)から分かるように「駅前商店街やスーパーマーケットでの買い物（週に1回）」に必要な知識・技能・態度を身に付けるための具体的な指導内容を単元として構成し、学習を展開することにより、生活に直結した指導が可能となります。

保護者のニーズの把握としては、生育歴や保護者の教育方針、学校への期待にはどのようなものがあるか、家庭生活での保護者から見た児童生徒の様子や地域での生活ぶりはどうかなどについて情報を集めます。医療や福祉関係の機関にかかわっている場合は、その情報も集めます。保護者の意向を確認し、それを学校での指導に生かしていくことが必要です。また、学校における指導と家庭における指導との役割分担についても共通理解を深めていくことが重要です。

教師（学校）のニーズの把握については、学校生活のあらゆる場面をとらえて、子供の基本的な生活習慣や学習、健康や体力、コミュニケーション能力や社会性、作業能力、



図1 ニーズに応じた目標設定

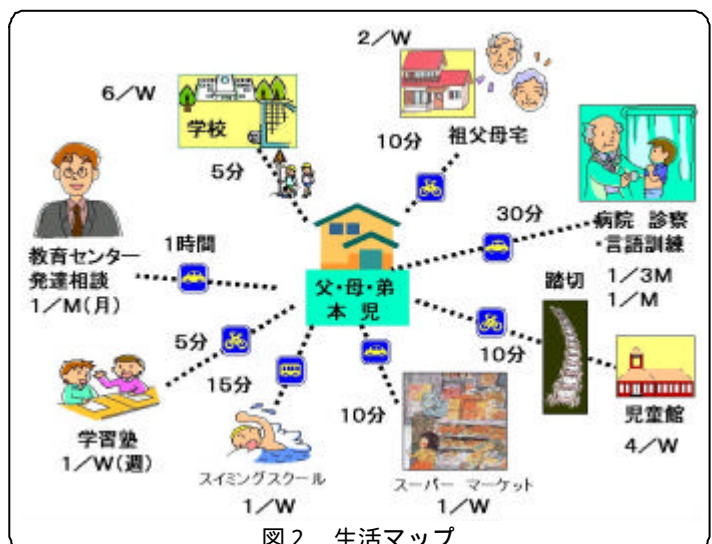


図2 生活マップ

さらには不適応行動などがある場合はどのような行動かをとらえます。また、各種検査や行動観察、指導記録などによって、より詳細に児童生徒の実態を把握します。

このような総合的な実態把握を基に、教師（学校）は、専門的な立場から児童生徒一人一人の目標や指導内容を設定していきます。

#### (4) 「個別の指導計画」の作成例

「個別の指導計画」の作成に関しては、まず児童生徒一人一人の実態把握が不可欠です。医療や健康面に関する情報や心理検査などの各種検査の結果、生育歴（教育歴）等についての情報を集めます。児童生徒一人一人のプロフィール表の例を表3に示しました。

「個別の指導計画」を作成する際に大切なことは、書式を決めて記入することが目的ではなく、個々の児童生徒の指導を充実するという目的を確認することです。プロフィール表の作成に関しても共通の項目に記入するという考え方でなく、その児童生徒の指導に必要な事項を記入するようにします。

「個別の指導計画」の例として、長期的展望に立った児童生徒一人一人の年間重点目標を「学校、家庭、地域」ごとに設定し、「生活面、運動・身体面、学習面、社会性・コミュニケーション」の項目ごとに整理したものが表4です。この「個別の指導計画」の例では、個々の課題が一層明確になるという利点があり、それぞれの項目ごとに「指導内容」「実態」「保護者・家庭のニーズ」「短期的目標」「評価・年間のまとめ」「次年度への引き継ぎ事項」が記載できるようになっています。

さらに、領域・教科を合わせた指導、教科別の指導、領域別の指導ごとに指導内容と短期目標を示したものが表5です。この「個別の指導計画」の例は、授業との関連が明確であるという利点があります。

また、その他の欄には、習熟度別、個別、学級別などの学習形態や交流活動、学校行事への参加の仕方などを記載することで、教師の協力的な指導など指導体制の工夫・改善に役立てることが出来ます。

これらの「個別の指導計画」は、個々の児童生徒の目標を達成させるために、どのような学習を展開するのかを示した一例です。

本教育課程案に記載されている年間指導計画案をそのまま「個別の指導計画」として児童生徒に使用することは困難です。児童生徒の実態把握を十分行い、本教育課程案を活用しながら個に応じた指導計画を作成します。

表3 プロフィール表（例）

児童（生徒）名		生年月日 年 月 日	平成 年 月 日 歳 月 日
保護者名		連絡先 電話番号	自宅；000-000-0000 携帯；090-1111-1111
住 所	市	00-00	
家族構成	父・母・兄・本人	手帳	療育手帳：なし
【医療・健康情報】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期通院（主治医）： 病院（ Dr ）</li> <li>・ 脳波：異常なし（平成×年×月検査）</li> <li>・ 服薬：なし</li> <li>・ 健康管理上の留意点：アレルギー体質、アトピー傾向</li> <li>・ その他：なし</li> </ul>			
【各種検査情報】			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達検査： 検査（平成×年×月検査）～</li> <li>・ 心理検査：WISC - （平成×年×月検査）～</li> <li>・ その他：なし</li> </ul>			
【これまで通った所】（保育・教育・指導機関・塾などを含む）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立 保育園（3～6歳）午前中のみ 電話、FAX：000-000-0000</li> <li>・ 就学前の通園施設での指導 電話：111-111-1111</li> <li style="padding-left: 20px;">OT 4歳から（担当： 先生）1回/週 感覚統合訓練</li> <li style="padding-left: 20px;">5歳から（担当： 先生）1回/月 言語訓練</li> </ul>			
【現在通っている所】（保育・教育・指導機関・塾などを含む）			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体操教室 1回/週 （自家用車で送り迎え）</li> <li>・ 水泳教室 2回/週 （スクールバスで送り迎え）</li> <li>・ 教育相談 1回/月</li> </ul>			
【保護者のねがい・関係諸機関の所見】			
【その他】			

表4 「個別の指導計画」〔例1〕

< 小学校 年 組

> 記入者:

年間目標		家庭での年間目標		地域での年間目標	
<ul style="list-style-type: none"> <li>自分にあって一番も分かりやすいコミュニケーション手段で、自分の要求を伝えたり、相手の指示を理解したりする力を育てる。</li> <li>自分のことは自分で行う気持ちを育て、そのための技能を身に付ける。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレの失敗をなくそう。</li> <li>スプーンを上手に使うことができるようになる。</li> <li>衣服の着脱が一人できるようになる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>レストランで食事ができるようになる。</li> <li>家族でデパートに行って買い物を楽しめるようになる。</li> </ul>	
年間のまとめ		年間のまとめ		年間のまとめ	
項目	指導内容	実 態 <本人の興味・関心を含む>	保護者・家庭のニーズ <地域・家庭での様子を含む>	短期的目標 <具体的手だて>	評価・年間のまとめ 次年度への引き継ぎ事項
生活面	着脱 食事 排泄 清潔習慣 物の管理 スケジュールの理解 安全の認識 その他	衣服の着脱は、前後の間違いが多く、好き嫌いはほとんどない。スプーン、フォークで食べるが、こぼすことが多い。小便は、何かに夢中になっていると、失敗することが多い。大便是昼食後にすることが多く、失敗もある。手洗いは、手を添えて援助が必要、洗顔は嫌がる。いきなり道路に飛び出すことがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボタンはめが一人ででき、靴がきちんと履けるようになって欲しい。</li> <li>おねしょをしなくなって欲しい。</li> <li>洗髪を嫌がらずに、できるようになって欲しい。</li> <li>道路にいきなり飛び出したりしないようになって欲しい。</li> <li>帰宅後、友達と一緒に遊べるようになって欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人で着替えることができる。</li> <li>こぼさないように気を付けて、食事をすることができる。</li> <li>小便：ズボンの前あき部からする。パンツを濡らさないようにする。</li> <li>大便：昼食後、必ずトイレに行く。</li> <li>手や顔に水が付くことに慣れる。</li> </ul>	
運動・身体面	健康状態 全身運動 手指の操作 調整力 持久力 協応動作 その他	良好 特に問題なし 指先を使うことが苦手、はさみを上手に使えない。 バランス感覚が悪い。 特に問題なし 手足の協応動作が苦手である。走り方がぎこちなく、縄跳びなども苦手である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボールがうまく投げられない。学校でもボール投げをやってもらいたい。</li> <li>紙切りなどの細かい作業を多くやらせて欲しい。</li> <li>左手で物を操作することが多いが、無理に直させないで欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手指の細かい操作能力の向上を図る</li> <li>長い距離や、高低差のあるところを歩く経験を重ねる。</li> <li>縄跳び、ボール投げなどの運動を毎日の学校の日課の中に組み入れる。</li> </ul>	
学習面	基礎的な認識力 「ことば」「かず」 物へのこだわり その他	色の弁別はよくできる。形の認識力などは、30ピース程度のジグソーパズルができる。 食べ物や身近なものの名前の理解はほぼできる。要求は、2～3語文である。 10までの数唱はできる。10以下の繰り上げのいないたし算ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝えたいことをはっきりと言うことができるようになって欲しい。</li> <li>文字や数を少しでも覚えて書けるようになって欲しい。</li> <li>個別での認識や言葉に関する指導の時間をたっぷりとって欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実物と実物、絵と絵、絵と実物のマッチングができるようにする。</li> <li>平仮名で書かれた自分の名前が分かる。</li> <li>簡単な大きな動作を模倣することができる。</li> </ul>	
社会性・コミュニケーション面	対人関係 集団参加 コミュニケーション(要求伝達、指示理解、報告、あいさつなど) 興味・関心、遊び 余暇 情緒 その他	子供同士のかかわりは、自分からは求めない。 初めての集団や場所は苦手で、泣くことが多い。 日常の言葉による指示でほぼ理解できる。通常の学級の友達と言語によるコミュニケーションは難しい。 機関車トーマスが大好きで、そのおもちゃなら、いつまでも一人で遊んでいる。自分の欲求が満たされないとパニック状態になることがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>怒って物にあたりたり、奇声を発したりすることが減って欲しい。</li> <li>友達とかかわる遊びが増えて欲しい。</li> <li>友達にあいさつができるようになって欲しい。</li> <li>母親と近所のマーケットへ買い物に行つて、わがままを言わないようになって欲しい。</li> <li>休日は、父親と一緒に公園で遊ぶ。父親は、教育に対して協力的である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人とかかわる遊びや集団での活動を多く経験する。</li> <li>言葉と視聴覚教材を組み合わせたコミュニケーションにより、意思表示や指示理解の力を広げる。</li> <li>買い物実習や学区内見学で、外に出ることに慣れる。</li> <li>学習内容をできるだけスモールステップ化し、達成感をより多く味わわせる。</li> </ul>	

表5 「個別の指導計画」〔例2〕

学級	5年	氏名 ( )	記入者 ( )	
長期的目標（1年間の目標） ・身なりや身の周りの整理など自分のことは自分で行う気持ちを育て、そのための知識・技能を身に付ける。 ・周囲の状況や前後の関係を考えながら、友達と楽しく遊んだり学習したりする。 ・言葉や数を、生活の中で体験して使う。			年間のまとめ	
保護者のねがい ・文字や数を少しでも覚えてほしい。 ・友達と一緒に行動したり遊んだりできるようにしたい。 ・一人で通学ができるようになってほしい。（分団通学）			年間のまとめ	
項目	指導内容	短期的目標	学習形態等	反省(引き継ぎ事項)
生活単元学習	基本的生活習慣 ・食事 ・排泄 ・更衣 ・整理・整とん 健康・安全 ・清潔習慣 ・交通安全 ・安全の認識 遊び・交際 ・ルールを守って遊ぶ。 ・友達との約束を守る。 役割・手伝い・仕事 ・係活動 ・簡単な掃除をする。 ・清掃道具などを扱う。 ・仕事の報告をする。  金銭 ・簡単な買い物をする。 自然 ・草花や小動物などを育てる。 ・四季の変化に興味をもつ。 社会のしくみ ・職業の名前が言える。 ・警察署、消防署、郵便局等の仕事分かる。 ・公衆電話の扱いに慣れる。	・主食と副食を取り合わせて、行儀よく食べる。 ・ノックをし、戸を閉める。便器のまわりを汚さないで用をたす。 ・ハンカチを使って手をふく。 ・自分の衣服や持ち物を決められた場所に整とんして置く。 ・交通信号の見方が分かり、信号に従う。 ・道路にいきなり飛び出さない。  ・じゃんけんで勝ち負けが分かる。 ・「ありがとう」「ごめんさい」を適切に使う。 ・学級会などで司会の役割を果たす。 ・日直、給食当番、掃除当番などの係活動をする。 ・職員室などに伝言に行く。  ・自分の欲しい物を自分で買う。 ・学級花壇や昆虫の世話をする。  ・いろいろなお店の名前を知る。 ・公衆電話、バスの利用の仕方を知り、利用する。	特殊学級と通常の学級との合同での指導  通学団による登下校の指導  掃除当番は5年生の通常の学級と合同  2年生の生活科の授業「買い物祭り」に参加  野外学習、社会見学は5年生と合同	
国語	話す・聞く ・教師や友達の話聞く。 ・見聞きしたことを教師や友達に話す。 ・簡単な文を読む。 読む ・平仮名を正確に読む。 書く ・短い文章を平仮名で書く。	・教師の説明などを終わりで聞いて内容をつかむ。 ・聞き手の方を向いて話す。 ・絵カードと文字のマッチングや平仮名名の練習をする。 ・文字を使った伝言ゲームやかるた取りをする。 ・促音、長音などの含まれた語句を正しく読む。	特殊学級  習熟度別	
算数	数と計算・図形 ・10までの数の合成・分解をする。 ・基本的な図形をかく。 時刻と時間 ・カレンダーで日付を知る。 実務 ・何百何十円が出せる。	・10までの数の合成・分解をする。 ・簡単な加法、減法をする。  ・カレンダーを見て、今日の日付が分かる。 ・何百何十円の買い物学習をする。お菓子などの値段を読む。	特殊学級  習熟度別 買い物学習を5回設定	
音楽	鑑賞 ・歌や演奏などを聴く。 身体表現・器楽 ・歌・音楽に合わせて身体表現をする。 ・音楽に合わせてリズム合奏をする。 歌唱 ・伴奏に合わせて歌う。	・友達の話や演奏などを楽しく聴く。 ・音楽に合わせて打楽器のリズム打ちをしたり身体表現をしたりする。  ・伴奏に合わせて、友達と一緒に歌を歌ったり、一人で歌ったりする。	5年生の通常の学級と合同  生活単元学習「七夕音楽会」は特殊学級で学習	

<p>図 画 工 作</p>	<p>表現 ・身近な材料を基に、楽しく造形活動をする。 ・感じたことや想像したことを絵や立体に表したり作りたい物を作ったりする。</p> <p>鑑賞 ・かいたり作ったりした物を楽しく見る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かきたい物をよく見てかく。</li> <li>・粘土などで動物など好きな物を作る。</li> <li>・げんこのう、のこぎりなどを使っていろいろな物を作る。</li> <li>・行事などで使う飾りなどを協力して作る。</li> <li>・自分や友達の作品を大切に扱う。</li> </ul>	<p>特殊学級</p>	
<p>体 育</p>	<p>歩く、走る、跳ぶなどの運動 ・リレー遊び ・短距離走、縄跳び ・サーキット遊び 機械・器具・用具を使う運動 ・マット・平均台・鉄棒 ・跳び箱遊び、ボール運動 表現運動 ・動物・乗り物などの表現 水泳 ・けのび、パタ足など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バトンを使っているいろいろなリレー遊びをする。</li> <li>・縄跳び、けんば、立ち幅跳びをする。</li> <li>・固定遊具や器具を使ったサーキット運動をする。</li> <li>・簡易ルールでミニバスケットボールやサッカーをする。</li> <li>・動物の表現運動やマスをゲームをする。</li> <li>・けのび、板キック、クロールをする。</li> </ul>	<p>5年生の通常の学級と合同</p>	
<p>道 徳</p>	<p>自分自身に関する事 他人とのかかわりに関すること 自然や崇高なものとのかかわりに関すること 集団や社会とのかかわりに関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分がやらなければならないことはしっかり行う。</li> <li>・よいこと悪いことの区別をし、行動する。</li> <li>・友達同士仲良くし、助け合う。</li> <li>・身近な自然に親しむ。命を大切にすること。</li> <li>・みんなが使う物を大切にし、約束やきまりを守る。</li> </ul>	<p>特殊学級 (学校生活全般を通して取り扱う)</p>	
<p>特 別 活 動</p>	<p>学級活動 児童会活動 クラブ活動 学校行事</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級の係活動をする。</li> <li>・給食の係活動をする(5年1組)</li> <li>・朝の会、委員会活動に参加する。</li> <li>・クラブ活動に参加する。</li> <li>・始業式・終業式、学芸会、運動会、遠足、野外学習などに参加する。</li> </ul>	<p>特殊学級 学級活動以外の活動は5年生の通常の学級と合同</p>	
<p>総合的な学習</p>	<p>特殊学級 ・「おみせやさん」「のりもの」などから選択</p> <p>5年生との交流 ・町の様子、川の流れ、新聞づくりなど</p>		<p>特殊学級単独で行う活動と内容によっては5年生の活動に参加する活動を設定</p>	
<p>そ の 他</p>	<p>交流学习 ・5年生の通常の学級と合同授業(音楽、体育) ・学校行事は、5年生の通常の学級と活動 ・知的障害養護学校との交流 ・給食、登下校は、5年生の通常の学級と活動</p> <p>家庭との連携 ・連絡帳などで生活面、学習面、健康面などの情報を交換する。 ・買い物学習など学習したことが、家庭や地域で実践できるように協力を依頼する。 ・言語訓練などの他機関での訓練等と連携する。 ・登下校指導を家庭と連携して進める。</p> <p>その他 ・学校生活全般を通して友達とかかわる機会を増やす。</p>	<p>反省(引き継ぎ事項)</p>		

# 特殊学級（知的障害）教育課程案



愛知県教育センター

